

VIII 学会発表

自殺未遂者支援における保健所保健師の役割について

増田 勝江¹⁾、西谷 範子¹⁾、原 美智代¹⁾、大木元 繁¹⁾、多田 美由貴²⁾

1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部（美馬保健所） 2) 徳島大学大学院医歯薬学研究部地域看護学分野

1. はじめに

自殺は、本人の将来が断ち切れ、家族など周囲の人に心的外傷を与える悲しい出来事である。

保健師をしていると少なからず自殺者や自殺未遂者に関わることがある。今回、初めて自殺未遂者へ関わる中で、支援について考え悩み、保健所保健師としての役割について考察を行ったので報告する。

2. 事例概要

事例対象者は、70代男性。妻と2人暮らし。山間部で生活している。隣近所との交流は希薄で、妻以外の家族や親族とも疎遠状態である。

精神疾患の既往はない。自殺を図る半年程前に転落事故による頭部外傷等を負い長期入院となった。入院中から自殺念慮があったため、退院時カンファレンスを行い、関係機関の見守り体制を整えた。事故により、今までの自立した生活にやや支障をきたす状況となった。そのことを悲観した本人は、受傷半年後に「動けんやつはクズ」と発言し、自殺を図るという事態となった。

関係機関の職種は、精神科医師、精神保健福祉士、看護師、内科医師、警察官、社会福祉協議会ケアマネジャー、社会福祉士、保健センター保健師、保健所保健師である。

なお、倫理的配慮については、個人情報保護と発表について対象者に口頭で説明し、同意を得た。

3. 自殺未遂後の対応・取組み

①自殺未遂直後の支援

自殺未遂直後、再び自殺未遂を繰り返すのではないかと関係者の不安の中で保健所保健師の対応を求められた。早急に対象者の安全確保が優先と判断し、警察と連携し精神科への入院（医療保護入院）に繋がった。その後、自殺念慮はなくなり退院となった。

②ケースカンファレンスの開催

支援検討が必要な場合は、ケースカンファレンスを開催し、必要な支援体制の構築や役割分担を行った。また、関係者の気づきや不安に思うことがあれば、その都度カンファレンスを開催し、支援について考えるようにした（計5回実施）。

③対象者との関係性構築

対象者には、定期的に訪問や電話で連絡をとるよう

にし、家族にも面接する機会を作り、関係性の構築に努めた。

④関係者へ研修会参加の呼びかけ

関係者に自殺防止対策研修会の参加を呼びかけ、共に参加し、知識や技術の習得を図った。

⑤保健所担当内の取組み

担当保健師の心的負担が大きいことから、スーパーバイザーの助言を受ける機会を設け、元気を取り戻すことや再び支援に向き合える機会を作った。また、保健所担当内では、ひとりで抱え込まないように責任分散できるように体制を整えた。

⑥保健所管内関係機関と勉強会を開催

障がい者自立支援協議会で事例検討会を開催し、地域に自殺未遂者がいることを知ってもらい、地域の課題や支援について考える機会を作った。

4. 結果と考察

自殺未遂という困難事例に対応する中で、保健所保健師が中心となり、関係機関とのカンファレンスの開催や研修会参加の呼びかけを行うなど連携を密にし、顔の見える関係性を築き、些細なことでも話することができるネットワークの構築に繋がった。その結果、関係機関同士で支え合い、支援の負担を分散できたと考えられる。

自殺再企図防止のためには、継続支援の重要性を感じた。支援のマンネリ化を防ぐために支援の継続を再認識すること、特に一つの機関へ役割を委ねたままにしないための働きかけが保健所保健師の役割ではないかとの気づきがあった。また、関係機関との連携では考え方や気持ち、敬意を伝えることが大切であった。

5. おわりに

今回は、保健師として自殺未遂者への支援が初めてであり、どのように対応すればよいか悩み奔走した。「命を救いたい」という強い思いに掻き立てられ無我夢中で対応を考え、関係者と協力することで自殺再企図防止に繋がった。しかし、今後も自殺既遂に至る可能性もあり、また、山間部、孤立という問題を含め今後どのように対応していくかが課題として残る。

今回関わった対象者の課題は、地域の課題であるにとらえ、今後の保健所保健師としての活動に活かしていきたい。

交流会を通して見た高次脳機能障がい者支援における課題

川端友美¹⁾ 西谷範子¹⁾ 原美智代¹⁾ 大木元繁¹⁾ 南川貴子²⁾

1) 徳島県西部総合県民局(美馬保健所) 2) 徳島文理大学

はじめに

高次脳機能障がい者を有する人は、外見に目立つ身体的特徴を示さず、日常生活における自立度も高い場合が多い。このように、他人から視認されにくいことから、「見えない障がい」と言われ、当事者及び家族に戸惑いや困難を生じさせてきた。

それゆえに、当事者や家族同士が交流し、思いを共有できる場は有用であると言える。

本県には、「高次脳機能障がい徳島家族会すだち」があるが、その活動場所は徳島市内が中心となっており、西部圏域に住む当事者及び家族にとっては、物理的な面で参加が困難な現状がある。

そこで、西部圏域において交流できる場を設けるため、交流会を開催したところ、当事者及び家族が抱える課題が明らかとなったため、報告する。

なお、倫理的配慮については、個人情報保護と発表について参加者に口頭で説明し、同意を得た。

方 法

当事者及びその家族、医療従事者等支援者（以下、支援者とする）を対象に「高次脳機能障がい交流会」を開催し、障がいに対する理解を深めるための講演会及び日頃の思いを共有するための交流会を実施した。交流会には、講師兼アドバイザーに参加いただいた。ここでは、交流会に焦点を当て、報告する。

1. 参加者

交流会の参加者 28 名（当事者 6 名、家族 11 名、支援者 11 名）を、「当事者（当事者＋支援者で構成）」で 2 グループ、「家族（家族＋支援者で構成）」で 3 グループの計 5 グループに分けた。

2. 実施内容

グループ毎に「日頃の思い」や「困っていること」等について自由に意見交換（50 分）を行った後、全体で共有を行い（20 分）、最後に、アドバイザーによる交流会の振り返り（10 分）を行った。

各グループで出た意見は、ホワイトボードに記載し、全体共有を図りやすいよう工夫を行った。

結 果

当事者グループからは、日常生活の中で感じている「困り事」や、「サービス」、「支援（支援者）」に関する課題や要望等が聞かれた。また、家族グループからは、将来を見据えた「当事者に関する心配事」や「家族自身のケア」に関する意見、「相談先」や「支援者」に関する要望等が聞かれた。

当事者グループ	
困り事やサービス	・利用できるサービスが少ない ・精神障がい者手帳への偏見
支援（支援者）	・当事者等のメンタルケアが重要 ・支援者の知識不足 ・在宅での生活を見据えた支援
家族グループ	
当事者に関する心配事	・親亡き後の問題 ・就労困難による経済的な不安 ・社会的行動障害への対応困難感
家族自身のケア	・日常生活の制限等による家族の生活や人生に関わる葛藤 ・当事者との関わりに関する苦悩
相談先や支援者	・相談先が分かりにくい ・支援者の知識不足

考 察

当保健所では、平成 19 年度以降、研修会や交流会を開催している。今回の交流会を通して、当事者や家族の思いを聞くことで、高次脳機能障がいに関する「支援者の知識不足」、「相談先が分かりにくい」等の課題が明らかとなり、交流会は、当事者や家族のニーズを把握する上でも重要な機会であると考えられる。

これらの課題解決には、関係機関との連携が不可欠であるため、管内の協力施設（医療機関）をはじめ、市町、相談支援事業所等を巻き込み、潜在的な当事者やその家族にも情報が届くよう、支援者の知識向上、ひいては地域住民の知識向上につながる取組を進めていきたい。

児童相談所における保健師業務の現状とニーズに関する調査 ー 児相内他職種への調査から ー

木下沙姫¹⁾ 原内あすか²⁾ 犬伏明美³⁾

1) 徳島県西部こども女性相談センター 2) 徳島県南部こども女性相談センター

3) 徳島県中央こども女性相談センター

はじめに

令和元年の児童福祉法改正（令和4年4月1日施行）により、児童相談所において保健師の配置が必要となり、徳島県でも3か所あるこども女性相談センター児童相談担当に保健師が1名ずつ配置された。そこで、児童相談保健師の業務の現状とニーズを明らかにし、今後の徳島県児童相談所における保健師活動の一助とするため調査を行ったので報告する。

方法

県内こども女性相談センター児童相談担当及び一時保護所の正規職員63名を対象に、一部自由記述（児相に保健師がいる強み）を含む複数回答可の自記式アンケート調査を実施した。

保健師目線で考える児童相談所保健師の役割として、業務26項目、ケース19項目を設定し、ニーズと現状を調査した。

結果

対象者63名のうち50名から回答を得た（回収率79.4%）。職種は児童福祉司64%、児童心理司20%、未回答を含むその他16%、経験年数は5年未満58%、5～10年未満24%、10年以上18%であった。

保健師に依頼したい業務では、受診の必要性の検討、医療機関との会議への参加・連絡、医療機関への受診同行等、医療に関する項目でのニーズが高い。対して依頼している業務でも医療機関への受診同行、医療機関との会議への参加・連絡が挙げられている。（表1）依頼したいケース、依頼しているケースともに、特定妊婦、新生児・乳幼児、医療機関からの通告が挙げられている。（表2）

保健師がいることの強みに関する自由記述では、

「医療との連携・医療知識の幅が広がった」「保健所や市町村との連携がしやすくなった」「乳幼児の育児に関する支援がしやすくなった」との記述が多く見られた。また、「福祉とは違う立場で保護者が安心して話せる存在」との意見もあった。

表1：依頼したい業務・依頼している業務

特に 依頼 したい	受診の必要性の検討	46%
	医療機関との会議へ参加・連絡	40%
	医療機関への受診同行	38%
依頼 している	医療機関への受診同行	52%
	家庭訪問への同行	50%
	医療機関との会議へ参加・連絡	44%

表2：依頼したいケース・依頼しているケース

特に 依頼 したい	特定妊婦	56%
	医療機関からの通告	38%
	新生児・乳幼児	36%
依頼 している	新生児・乳幼児	36%
	特定妊婦	34%
	医療機関からの通告	34%

結論

アンケート調査から児童相談所保健師には、医療機関の受診同行や調整など医療に関する関わり、乳幼児や特定妊婦などへの対応が求められ、実際の業務と相違ないことが明らかになった。一方で、保健師の経験差による対応能力の違いや、一人配置の中で全てのケースに関わっていないといった課題も明らかになった。今後は児童相談所としてニーズのあるケースに保健師が介入できるように、児童相談所内での密な情報共有を行うことが重要である。また、一人配置の中でも優先度を見極め適切な支援につなげるため、保健師自身のスキルアップも必要である。

保健所の機能強化について～過去の資料から保健師活動を考える～

藤本 吟子 西谷 範子 原 美智代 大木 元繁

徳島県西部総合県民局(美馬保健所)

I. はじめに

保健所は、この3年半余り新型コロナウイルス感染症対策の最前線を担っている。この間、住民から、改めて保健所の役割の重要性が認識された。国からは保健所の役割を明確にし、ますますの機能強化が求められている。

美馬保健所は、開所されて78年目であり、3回の移転を経て、現在の場所で53年目を迎え老朽化もしている。私は、昭和54年度から県の保健師として正規職員38年、再任用職員3年、会計年度職員4年と連続45年勤務している。

今回、美馬保健所のこれまでの保健師活動を振り返ることで、時代に即応した保健師活動の展開を過去から学び、今後の活動の道しるべになるのではと考えたので、ここに報告する。

II. 方法

美馬保健所に保管している昭和33年度以降の監査調書及び平成14年度以降の業務概要から保健師活動を調べた。関係する法律及び保健所の歴史、保健師が掲げた目標と効果、その時代のトピックスや隘路、保健師が実績を上げた事業及びその活動量等を一覧表にまとめ考察した。

III. 結果

記録による保健師の最初の重点目標は、「家族計画の普及浸透」で、母子の家庭訪問や梅毒や淋病の検査実績を上げており、昭和36年度の性病予防法から受胎調節及び家族計画への指導を展開している。新生児や乳児の家庭訪問で全数把握に勤め、昭和41年度からの3歳児健診では、要フォロー児の対応について、家庭や保育所や病院、療育施設など市町村と連携を深め個の支援から地域へと母子保健活動を展開している。平成9年度の地域保健法全面施行により、基本的な母子保健事業は市町村に移行され、保健所は、広域的専門的技術的な保健サービスの提供と市町村支援強化に努めることとなった。

昭和26年結核予防法制定で、当時、人口約92,000人の管内(現在34,240人)で、結核診査会は、年間約1,000～1,600件の届出がおよそ15年間続き、結核対策が主となる活動が続いた。当時、保健師活動の45%は家庭訪問で、そのうち50%～63%を結核訪問が占め、新規登録の家庭には、消毒液を持参しトイレの消毒方法等を指導していた。また、保健所では、住民のレントゲン検査を巡回撮影し、昭和40年当時は、人口の58.2%の受診率を記録している。

昭和25年に制定された精神衛生法では、患者の通報診察による入院、昭和40年の法改正から通院医療公費負担申請事務等をしていった。昭和44年度頃から社会復帰を支援するための家庭訪問を開始し、昭和51年度頃からデイケア開始、家族会育成強化並びに作業所を開設し、平成4年には「美馬心の健康を考える会」を発足させボランティア育成を図り地域の精神保健活動を展開している。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の健康危機対応は、保健師全員が全力で能力を発揮し、住民を守ろうとの思いで奮闘した。

IV. 考察

保健師の歴史は、感染症等の疾病予防の歴史でもあり、環境や健康課題に対応していく健康増進の歴史でもある。また、保健師活動は「個」を尊重し寄り添い、その時代及び地域に添う活動をしている。今後とも、大局的な課題対応に続き、住民の健康保持増進に寄り添う職責が期待される。

V. おわりに

時代に応じて住民の課題や求められることも多種多様化している。へき地に2年間(昭和55年度56年度)駐在し、平成7年の阪神淡路大震災を始めとして、全国4か所の被災地支援も行った経験からも、いつの時代も、個へのかかわりから地域保健活動を展開する保健師は、地域の健康づくりのプロフェッショナルである。

西部地域糖尿病調査結果の啓発における 関係団体との連携について

勢川 怜花¹⁾ 三木 真実子¹⁾ 森西 真由美¹⁾ 西谷 範子¹⁾ 原 美智代¹⁾ 大木元 繁¹⁾ 森岡 久尚²⁾
1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部 (美馬保健所) 2) 徳島大学大学院医歯薬学研究部公衆衛生学分野

はじめに

徳島県では、糖尿病の粗死亡率が全国でワーストクラスであり、その中でも西部地域が比較的高い状況である。そこで、令和3年度に関係機関と協同して西部地域糖尿病調査（以下、調査）を実施し、今年度、調査結果を基にした一般住民向けの啓発チラシを作成した。美馬保健所管内には、糖尿病対策の推進を図ることを目的に、美馬市医師会、病院、給食施設、市町行政等の15団体と住民2名からなる「美馬・つるぎ糖尿病対策をすすめる会（以下、すすめる会）」が平成18年から活動している。チラシの作成にあたり、すすめる会等の管内関係団体との連携強化を図ることができたため、その成果について報告する。

方法

令和3年度の調査を受けて、尿検査、アンケート調査、特定健診受診結果から啓発する情報の抽出を行った。

調査結果を住民にわかりやすく伝えるために、すすめる会と協同して、調査結果の概要及び生活習慣の改善について記載した啓発チラシを作成することを決定した。作成にあたり、すすめる会をはじめ、病院関係者、市町管理栄養士と意見交換を行い、チラシの内容について協議した。また、チラシを3案作成し、住民に手に取ってもらいやすいチラシという視点で、所内事務職員等に投票を行ってもらい、チラシの案を選択した。

チラシはすすめる会との協同で13,000部作成し、美馬市及びつるぎ町の一般住民に広く啓発するため、新聞の折り込み広告にて配布するとともに、関係機関に送付し、啓発活動に利用していただいた。

結果

関係者間の意見交換では、肥満が必ずしも糖尿病になるわけではないこと、BMIをチェックする表を入れた方がよいなど様々な項目についての協議を時間をかけて行った。

調査結果、関係者の意見及び所内事務職員の投票結果を基に、チラシはA4両面印刷とし、表面には調査から判明した西部地域の健康課題を記載するとともに、これらの状態が続くと、透析や心不全につながる可能性があるが、生活習慣を早期に改善することで発症防止や進行抑制ができる旨を記載した。

裏面には生活習慣の改善方法について4つの方法（①間食の回数と質を見直すこと、②減塩をすること、③適正体重を維持すること、④禁煙をすること）を簡潔に記載した。また、西部地域では来客にお菓子を勧める雰囲気が高いこと、お菓子の買い置きが多いことなどの現状と生活習慣改善について啓発を行った。

考察

調査結果を基にした啓発チラシを活用することにより、徳島県西部地域の特徴を踏まえ、エビデンスに基づいた啓発を行うことができた。さらに、チラシの作成にあたり、所内事務職員をはじめ、すすめる会及び病院関係者との意見交換会、市町管理栄養士による担当者会を実施することで、互いに情報共有を図り、地域の健康課題とその対策について理解を深めるとともに、さらなる連携強化を行うことができた。

令和6年度から開始される「健康日本21(第三次)」の方向性の1つに「社会環境の質の向上」が示されているが、市町をはじめ様々な団体からなるすすめる会は管内の特記すべきソーシャル・キャピタルである。今後、保健所は、糖尿病に対するステイグマに配慮しつつ、引き続き市町や関係団体との連携を強固にし、課題解決に努めていくことが重要である。今回作成したチラシを活用することで、エビデンスに基づいた啓発を続け、効果について検証する必要があると考える。

文献

- 1) 平成28年県民健康栄養調査（徳島県）
- 2) 日本人の食事摂取基準（2020年版）
- 3) 令和3年度西部地域糖尿病調査

管内高校生を対象とした歯科保健活動の取り組み

～学校歯科健診直後の歯科保健指導の結果および歯科スライド教材の作成と利用結果について～

加藤美幸¹⁾ 大木元玲子²⁾ 川端友美¹⁾ 西谷範子¹⁾ 原美智代¹⁾ 大木元繁¹⁾

1) 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部〈美馬保健所〉 2) 徳島県保健所嘱託歯科医師

はじめに

歯や口の健康づくりでは、若い時期からの対策が重要である。しかしながら、管内高校養護教諭との意見交換では、高校生の「歯の健康に対する関心の低さ」、「学校歯科健診後の受診率の低さ」、「う蝕の未処置率の高さ」が指摘された。そこで、管内2高校と協力して、歯科受診につながらない原因や歯科保健行動の変化に必要な対策を検討し、歯科受診や歯科保健行動の変化を目指した取り組みを行ったので報告する。

取り組みと結果

1. 平成29年度～令和元年度の取り組み

平成29年度にA高校で、保健所が指導に入った日に学校歯科健診を受けた140人のうち、C(う蝕)、CO(う蝕等要観察歯)、G(歯肉炎等)、GO(歯肉要観察)の所見があった100人を対象に健診直後に面談を行い、歯科健診結果の受け止めや生徒ひとりひとりの課題について確認した。

その結果、生活習慣の乱れが大きいこと、う蝕や歯肉炎を指摘されても歯科受診するつもりがないと回答する者が多いこと、部活動やアルバイトのため受診の時間が取れないと考えていること、歯肉炎に関する知識が不足していること、寝る前の歯みがきを実施する者が73%、長期(小学校の時受診、いつ受診したか忘れた等)の歯科未受診の者が48%であることなどがわかった。

そこで、聞き取りから明らかとなった生徒の疑問や不安等に配慮した「う蝕」と「歯肉炎」についてのリーフレットを作成し、これを利用して平成30年度はA高校1～3年生189人、令和元年度はA高校1～3年生166人、B高校1年生167人を対象に、健診直後に結果の通知と保健指導を行った。

その結果、A高校では寝る前の歯みがきの実施率が向上し、過去1年間の歯科受診経験の割合が上昇した。B高校では、もともと健診後の受診意思が高かったが受診の必要性の再確認ができた。

2. 令和2年度～令和5年度の取り組み

令和元年度までの取り組みで、生徒の生活状況や歯科受診状況に変化がみられてきていたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校歯科健診の延期や健診後の個別指導が中止となったことを受けて、歯科保健指導方法を変更した。

令和2年度からは、A、B各高校で歯科保健に関

する授業時間を確保できることとなり、これまで調査した生徒の疑問や歯肉炎、歯科受診の必要性などに関する情報をクイズ形式にしたスライド教材を作成した。各スライドには担任用の説明文(読み原稿)を加えた。

3学年用3シリーズを作成し、A、B高校全クラスで担任が授業を行った。授業時には小テストを行い理解度を確認するとともに、担任の先生にも教材について意見を求めた。理解度テストの結果からは、知識が不足している分野が明らかとなり、教材の改善をくりかえし、生徒の理解度が上がるように工夫した。また、担任からは「読み原稿」はあるが、各スライドのねらいがわかりにくいとの指摘があった。そこで令和5年度は、各問題のねらいや強調して伝えてほしいところを示した解説を作成し、授業前に確認してもらった。

B高校ではこの取り組みの結果、未処置歯率が改善してきているとの報告を受けた。小テストの結果からも、授業を通じて歯科疾患予防のための基本的知識を伝えることができたと考えている。

考察

生徒の歯や口の健康に対する関心が低い中で、健診直後は歯の状態に対する関心が高まる。健診直後にそれぞれの生徒の健診結果に応じて配布できるリーフレットを使用すれば、短時間で多くの人手を必要とせずに情報提供が可能であった。

しかしながら、受診が必要な生徒が実際の歯科受診行動を起こすためには、保護者や部活動の指導者等の協力が不可欠である。保護者の協力なしの歯科受診はハードルが高い。また、部活動の指導者等から、歯の健康管理の必要性を伝えてもらい、受診を促すことは効果的である。今後は、保護者や指導者等に対しても、生徒の歯の現状を伝える工夫が必要であると考えている。

まとめ

歯科健診後に使用する指導用リーフレットやスライド教材を作成し、養護教諭や担任が使用しやすいように改善することで、学校現場で歯科保健指導が継続できる体制ができた。

今後は、作成したリーフレットを使った健診直後の指導について、その配布・指導方法をさらに工夫し、生活習慣の改善と必要な歯科受診を促していきたい。